

# 第8期介護保険事業計画 の作成準備について

【厚生労働省】

「第8期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会」  
(令和元年7月23日) 資料より一部抜粋

# 介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を作成している。  
(第7期:平成30~32(令和2)年度 第8期:令和3~5年度)

## 国の基本指針(法第116条) (7期指針:平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める  
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

## 市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

## 保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

## 都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)  
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

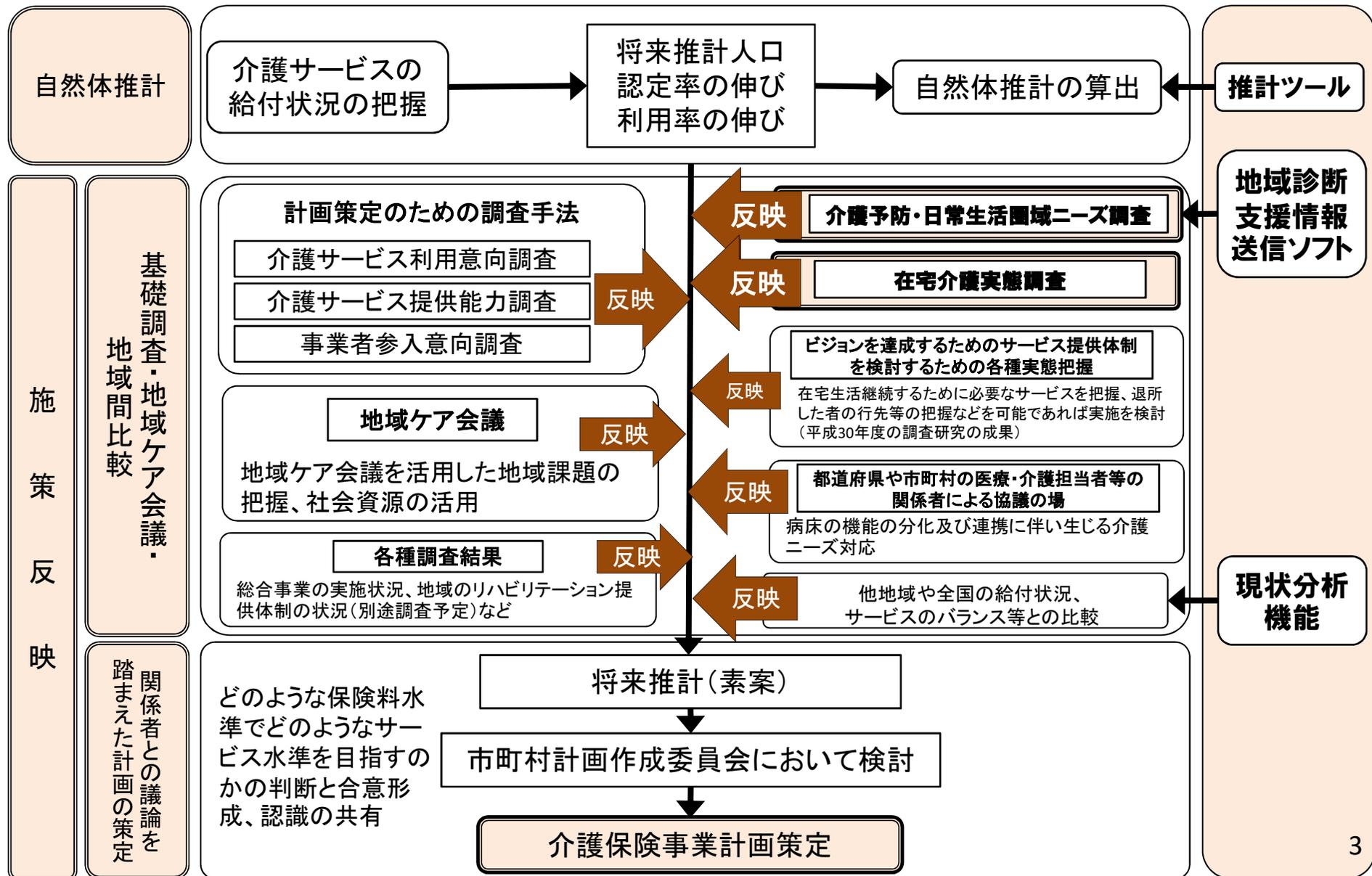
## 基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

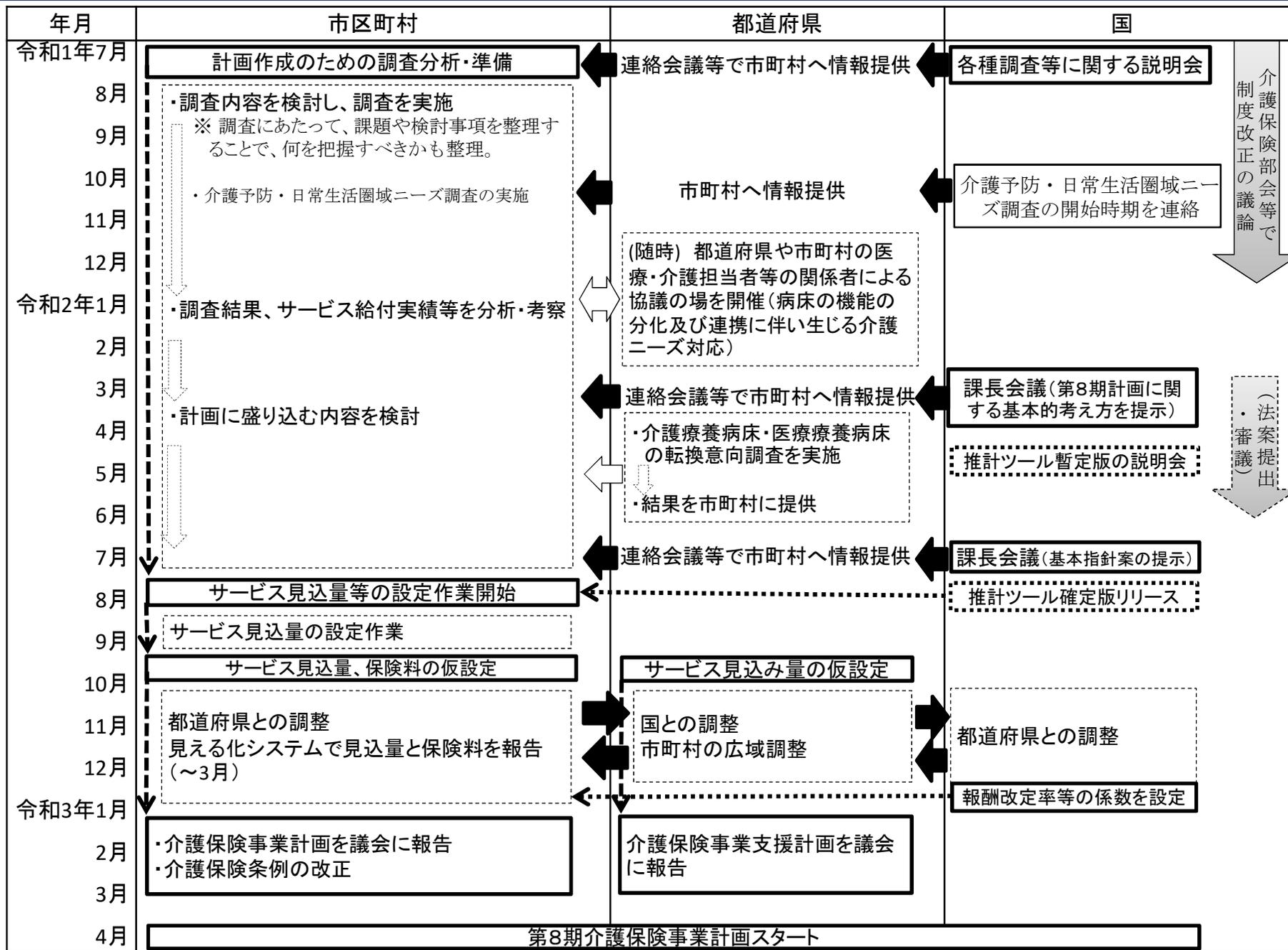
# 第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

R元.7.23

《「見える化」システム》



# 現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R元.7.23)



介護保険部会等で  
制度改正の議論

(法案提出  
審議)

# 調査について

## 第8期介護保険事業(支援)計画に向けた調査の実施

介護保険法(第117条第5項)において市町村は、日常生活圏域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めることとされている。

<8期計画に係る調査>

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、地域の要支援者・総合事業対象者・一般高齢者の地域課題を把握するために重要であり、実施していただきたい。(基本指針参照)
- 在宅介護実態調査については、介護離職を防止する観点から、「高齢者の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として、主に在宅で要介護認定を受けている者を対象とした調査である。計画の作成にあたり関係者と議論する際の材料として有用であり実施していただきたい。(基本指針参照)

<実態把握調査に関する調査研究成果>

- ビジョンを達成するためのサービス提供体制を検討するための各種実態把握調査については、調査の実施・分析に必要な体制の確保に留意しつつ、可能であれば実施していただきたい。

在宅生活の継続という観点からのビジョンを設定・検討されている市町村は、本調査が、住み慣れた地域での生活を支えるうえで有効な定期巡回・小多機・看多機等の地域密着型サービスのニーズの把握につながる観点を踏まえて検討いただきたい。

<その他の留意すべきポイント等>

- 第8期計画における施設サービスの見込みの精度を高めるため、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの設置・入居状況を把握し、特定施設入所者生活介護の指定を受けたもののみならず、指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの入居者の要介護度やその居所変更の状況等必要な影響を把握した上で、第7期計画における施設サービスの整備の進捗状況を分析していただきたいこと(令和元年度老人保健・健康増進等事業において第8期計画におけるサービス付き高齢者向け住宅等の施設サービスへの影響の見込み方について検討予定。)
- なお、計画作成にあたり法第117条第5項に規定する事情の把握として①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③その他の調査を実施しているかを、保険者機能強化推進交付金の指標において評価することも検討する。

### 介護保険法(平成9年法律第123号) (抄)

第117条第5項 市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

### 7期の基本指針(平成30年3月厚生労働省告示第57号) (抄)

#### 第二 - - 2 - (三) 調査の実施

市町村は、被保険者のサービスの利用に関する意向等を把握するとともに、自らが定める区域ごとに被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情等、要介護者等の実態に関する調査(以下「各種調査等」という。)の実施に努めるものとする。なお、その際は、特に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を活用することが重要である。

また、要介護状態等にある家族を介護するため離職すること(以下「介護離職」という。)を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等の把握に努めるなど調査方法等の工夫を図ることが重要である。

～中略～

さらに、これらの調査により定量的に把握された心身の状況が低下した被保険者の状況や働きながら介護に取り組む家族の状況等を参考として、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組、介護離職の防止を含む家族等への支援の観点を踏まえた介護サービスの整備等の取組を市町村介護保険事業計画に定めるとともに、それらの取組を勘案して要介護者等の人数やサービス量の見込みを定めることが望ましい。

## 第8期に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の基本的な考え方は第7期から変更ない。実施の手引きを改定する予定。
- 一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会において調査項目の追加等があり得ることから、調査の開始時期及び実施の手引きについて秋頃を目途に別途お示しする(それまでの間であっても、参考情報は随時お伝えする。)

名称		(第7期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(第8期) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
目的 (調査票の作成段階での想定)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること</li> <li>・ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の管理・運営に活用すること</li> <li>・ 介護保険事業計画における 新総合事業部分の策定に活用すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定すること</li> <li>・ 介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用すること</li> </ul>
調査対象		要介護1～5以外の高齢者(要支援者・総合事業対象者・その他一般高齢者)	
調査項目数		必須項目33問(見える化への登録、地域診断の活用を想定) オプション項目30問	
設問の内容	「リスクの発生状況」の把握	基本チェックリストで設定したものの「虚弱」高齢者を把握する項目  ・ 運動器の機能低下 ・ 低栄養の傾向 ・ 口腔機能の低下 ・ 閉じこもり傾向 ・ 認知機能の低下 <small>※うつ予防・支援項目は主観的幸福感とうつ病スクリーニングの二質問法の設問を採用</small>	必須4項目 重複あり  必須13項目 オプション7項目
	その他	・ IADL/転倒リスク	IADL: 必須5項目 オプション0項目 転倒リスク: 必須1項目 オプション0項目
「社会資源」等の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア等への参加頻度</li> <li>・ たすけあいの状況</li> <li>・ 地域づくりの場への参加意向(担い手として/参加者として)</li> <li>・ 主観的幸福感 等</li> </ul>	必須18項目 オプション25項目	
標準的な実施方法		「実施の手引き」の提示	「実施の手引き」の提示等
見える化システムへの登録		あり(標準的な実施方法により得られた必須項目への回答)	あり(標準的な実施方法により得られた必須項目、 <b>オプション項目</b> への回答)

## 第8期に向けた在宅介護実態調査の実施

- 在宅介護実態調査の基本的な考え方は7期から変更ない。
- 調査実施のための手引き、活用のための手引き等を踏まえて実施してください。

### <在宅介護実態調査の概要>

事項	内容
目的	第7から期介護保険事業計画の策定において、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、「 <u>高齢者等の適切な在宅生活の継続</u> 」と「 <u>家族等介護者の就労継続</u> 」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とする
対象者	主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方
調査手法	認定調査員による聞き取り調査、郵送調査(接続方式・非接続方式)からメリット・デメリットを踏まえ選択
調査項目	必須+オプション A票:ご本人むけ 問1~14 B票:主な介護者むけ 問1~5 ※自治体が調査項目を減らす場合であっても必要不可欠な5項目を抽出(注)。
支援ツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護実態調査 実施のための手引き</li> <li>・在宅介護実態調査 活用のための手引き</li> <li>・在宅介護実態調査の自動集計ツール_認定ソフト2018対応版</li> <li>・全国の在宅介護実態調査の集計・分析結果(平成29年9月)</li> </ul> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_384533.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_384533.html</a> <a href="https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190410/">https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190410/</a>

(注)第8期介護保険事業(支援)計画作成に向けた調査について(平成30年7月30日介護保険計画課事務連絡)1(3)で、調査項目が多く、認定調査員の負担が大きいと感じた自治体が見られたところですが、認定調査員の負担を軽減するため、仮に自治体において調査項目を減らす場合であっても、次の5項目は、介護する家族の負担感を把握するために必要不可欠であるため、調査項目として設定することが望ましいとしている。

A票 問1 世帯類型

B票 問1 介護者の勤務形態

A票 問2 介護者の介護の頻度

B票 問4 介護者の就労継続の見込み

A票 問10 施設等検討の状況